

[各論 I] 景気対策・成長戦略減税一色の 2021年度税制改正

片桐 正俊

東京通信大学教授・中央大学名誉教授

2021年度税制改正の特徴

21年度税制改正は、景気対策減税と成長戦略減税とを柱とした減税一色の改正となった。景気対策減税としては、新型コロナウイルスの感染拡大で打撃を受けた家計や企業を支援するために、住宅ローン減税の特例やエコカー減税の延長、固定資産税負担の据え置き等が行われる。19年10月からの消費税率10%への引き上げによる需要減退対策として導入された減税措置を単純に、コロナ禍による需要減退対策として延長したものが多く、その効果が十分検証されないままに延長されている。成長戦略減税としては、菅政権の目玉政策であるデジタル化、脱炭素化でコロナ後の経済構造の転換・好循環の実現を図るために、デジタル化投資や脱炭素化投資に積極的な企業の法人税負担軽減等が行われる。今回の改正による減税規模は国と地方を合わせて初年度725億円、平年度609億円になる見通しである。

上述のように、21年度税制改正は経済対策の減税一色で、弱体化している日本の税制の財源調達機能や所得再分配機能の回復強化を図るような本格的な税制改正とは程遠いものである。安倍前政権は13年6月に政府税制調査会に、中長期的視点からあるべき税制のあり方について諮問している。これに対し、政府税制調査会は、19年9月に「経済社会の構造変化を踏まえた令和時代の

税制のあり方」という答申を出している。しかし、安倍前政権も菅政権も、今後10年間は消費増税をしないと述べるだけで、経済対策のための歳出予算や補正予算は気前よく債務拡大で賄いながら、税制の財源調達機能拡大の課題については、方向性さえ示さない。コロナ禍の中、経済的苦境に陥る家計が増える一方、金融緩和で株価が急騰して利益を得ている富裕層も増えていて、経済的格差が開くばかりなのに、税制の所得再分配機能の回復の課題が視野に入っていない。原則20%と優遇されている金融所得課税のあり方を問おうとはしない。働き方改革を推進すると言いながら、税制面から個人所得課税のあり方を問うことはしていない。いずれにせよ、政府は与党税制調査会に政府税制調査会から答申を受けた中長期的課題に対して答えさせようとは全くしていない。コロナ禍からの景気回復や政権の目玉の成長戦略等の経済対策だけに税制改正を留めずに、中長期的課題にも踏み込むべきである。

以下では、21年度税制改正に関わる主なポイントについて検討する。税務関係書類における押印義務の廃止や電子帳簿等保存制度の見直し等の納税環境整備に関わる改正点については、紙幅の関係で説明を割愛する。

図1 住宅ローン減税を延長・要件緩和



(出所)『読賣新聞』(朝刊) 2020年12月11日付。

主な個人所得課税の改正

(1)住宅ローン控除の特例の延長等

住宅ローン控除は、4000万円を上限に年末時点のローン残高の1%を所得税や住民税の税額から控除できる制度で、控除期間は本来10年間であったが、19年10月の消費税率引上げに伴って導入された特例で、13年間の控除期間が認められている。この特例は20年12月までに入居した場合が対象であったが、改正により22年12月までの入居を対象とすることになる。また13年間の控除特例を受ける際に、合計所得金額1000万円以下のものについて床面積要件を50㎡以上から40㎡以上に緩和する。以上の住宅ローン減税の延長・要件緩和の説明を分かりやすく図解したのが図1である。なお、会計検査院は、住宅ローンの「1%控除」減税は、低金利時代にはマッチしないと批判的である。

(2)セルフメディケーション税制の見直し

医療費の抑制を図るために、軽症時には病院等に行かず市販薬で治すこと(セルフメディケーション)

の普及を促す税制として、市販薬の購入が1世帯当たり年間1万2000円を超えた場合に課税対象の所得から差し引かれ、所得税や住民税が軽減される制度が設けられている。この制度は21年12月末が期限であるが、改正により5年間延長される。

(3)子育てに係る助成等の非課税措置

国や自治体から子育てに係る助成(ベビーシッター・認可外保育施設等の利用料等)を受けた場合、助成金が雑所得と見なされ、所得税などの課税対象となり、納税義務が発生することがあるので、子育て支援の観点から、非課税とする措置を講ずる。

(4)退職所得課税の適正化

現行の退職金課税制度では、退職金から勤続年数に応じた控除分を差し引き、その半額に所得税を課す(2分の1課税)。この2分の1課税は税負担の過重化を回避するための仕組みだが、外資等の一部企業では、社員が報酬を給与ではなく退職金でもらうことによって、課税額を大幅に軽減するような節税策として利用されるようなケースがあるので、その防止のための改正を行う。勤続年数5年以下の法人役員等以外の退職金について、雇用の流

動化等に配慮し、退職所得控除額を控除した残額のうち300万円を超える部分について2分の1課税を適用しないこととする。

主な資産課税の改正

(1)教育資金、結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の見直し

子や孫に教育や結婚・子育ての資金を一括で贈与した場合に非課税にする特例措置は、節税目的での利用を防ぐため、適用条件を厳しくした上で、21年3月末の期限を2年間延長し、23年3月末までとする。この特例制度は、高齢者に偏る金融資産の若い世代への移転を促し、教育、結婚・子育ての負担を軽減するとともに、経済の活性化にも役立つようとするものであるが、経済格差を固定化するとの批判も当初からある。それもあって、節税目的の利用を防ぐために適用条件を厳しくする。

教育資金の贈与を非課税とする特例措置は13年4月から施行されている。この特例措置は、祖父母や親が30歳未満で合計所得1000万円以下の子や孫に、入学金や授業料などの教育目的の資金を、1500万円を上限に一括で援助する場合に、贈与税が非課税となるものである。この制度下では、これまで贈与した祖父母や親が死亡した場合、子や孫などが使い切れていない残りの資金について、これまで相続税がかかっていなかった。節税目的の利用を防ぐため、改正では子や孫が23歳未満や在学中の場合を除き、相続税の課税対象とし、通常の税額に2割加算することとする。

また、20歳～50歳未満の子や孫に1000万円までの結婚・子育て資金を一括贈与した場合に贈与税を非課税とする特例措置も、現在は子や孫に対する相続税の2割加算が免除されているが、改正では2割加算を適用し、期限を23年3月末まで2年間延長する。

(2)土地に係る固定資産税等の負担調整措置

土地の固定資産税は、3年毎に評価額が見直され、21年度から3年間は20年1月1日の公示

地価に基づく新しい評価額で税額が決まる予定であった。しかし、20年1月はコロナ禍前で地価が上昇傾向にあった。その後景気悪化で地価が下がっているにもかかわらず、地価上昇期の評価額で計算した税額で課税すれば事業者や住民に過大な負担が生じる恐れが出てきた。そこで、商業地や住宅地、農地など、全ての土地について、20年7月時点の地価を基準に計算して20年度より税額が増える場合、21年度は20年度と同額に据え置き、税額が減る場合はそのまま税額を引き下げることにする。

与党内で唯一意見が対立したのは固定資産税の負担調整問題で、自民党は税負担軽減の対象を地価の上昇率の大きい商業地だけに絞るつもりであったが、公明党は住宅地も含むことを主張し、結果的に自民党が折れて、全ての土地を対象とすることになった。固定資産税は、市町村の基幹税で税収の4割を占めるだけに、負担調整の拡大で固定資産税収の減少をどう埋め合わせるのかという問題は残った。

主な法人課税の改正

(1)産業競争力強化に係る措置

①デジタルトランスフォーメーション(DX)投資促進税制の創設

デジタル化促進税制は、企業がクラウド上でグループ内のデータを共有するために設備投資を行った場合は投資額の3%、グループ外と共有するための投資を行った場合は5%、法人税額から税額控除できる。また、税額控除ではなく、初年度投資額の30%の特別償却を選択することもできる。いずれも2年間の時限措置である。

コロナ禍の下で日本のDXの遅れが明白となり、また企業が内部留保を積み上げて積極的に投資しない現状に鑑みれば、DX投資を促そうとする意図は理解できる。ただ、追加経済対策に計上した1兆円のデジタル化経費と、DX投資促進税制との関係はあまり分からない。

②カーボンニュートラルに向けた投資促進税制の創設

50年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロにする目標に向けて、21年度から3年間、脱炭素化効果の高い先進的な投資について、投資額の5%か10%を法人税額から差し引くか、初年度だけ投資額の50%を上乗せして減価償却費に算入することができる。また、再生可能エネルギー電源への切り替えや最新設備導入で生産工程の省エネ化を進めた場合も、性能に応じて5%か10%を法人税から差し引くことができる。なお、温室効果ガスゼロを本気で目指すならば、既存の化石燃料に係る様々な税金を整理した上で、温暖化ガスの排出量に応じて課税する炭素税を是非導入すべきだと考える。

③活発な研究開発を維持するための研究開発税制の見直し

コロナ禍で厳しい経営環境にあっても研究開発を促すために、研究開発投資を増加させる企業の税額控除の上限を現行の25%から30%に引き上げるとともに、インセンティブを高めるための控除率カーブを見直し、控除率の下限を現行の6%から2%に引き下げる。

④コロナ禍を踏まえた賃上げ及び投資の促進に係る税制の見直し

コロナ禍による企業業績の悪化で賃上げ余力が無くなり、むしろ従業員の解雇や採用中止が広がってきていることに鑑み、20年度末に期限を迎える「賃上げ減税」（従業員の賃金を引き上げた企業の法人税を軽減する）を見直し、支援の対象を雇用の改善に取り組む企業に移す。大企業の場合、新規に採用した従業員の給与総額が前年度より2%以上増えれば、その給与総額の15%を税額控除する。中小企業の場合、新採に限らず、従業員全体の給与総額が前の年度より1.5%以上増えていれば、増加分の15%を税額控除する。また、社員の教育訓練費を一定程度増やした場合は控除率を5%上乗せする。

⑤繰越欠損金の控除上限の特例

コロナ禍の厳しい経営環境の中で、赤字に陥った大企業でも、積極的にカーボンニュートラル、DX、事業再構築・再編等の前向きな投資を行う企業に対し、その投資額の範囲内で、最長5年間、繰越欠損金の控除限度額を現行の課税所得の50%から最大100%に引き上げる。この臨時異例の措置が、果たして赤字企業に大胆な投資を促すことになるのかどうか疑問ではある。

(2)中小企業の支援

①中小企業向け投資促進税制等の延長

コロナ禍で業績の悪化している中小企業に対して、法人所得のうち800万円までは、15%としている法人税率の特例（本来は19%）を2年間延長する。同様に、コロナ禍で打撃を受けている中小企業者に対して、税額控除や特別償却が受けられる中小企業投資促進税制を2年間延長して支援する。

②中小企業の経営資源の集約化に資する税制の創設

菅政権は中小企業の再編を進め、生産性の向上や競争力強化を目指す方針を出しているが、それを促すために経営資源集約化税制を創設する。その柱の1つは、「準備金制度」である。これはM&A（合併・買収）後に生じた想定外の損失に備えるために、買手企業が買収費用の一定割合を準備として積み立て、5年間据え置きで損金算入し、法人税支払いを先延ばしできる制度である。もう1つの柱は、M&Aに伴う設備投資の税優遇制度である。これは、買収効果を高めるためシステム統合等の設備投資を行った場合には、投資額の最大10%の税額控除または全額の即時償却を認める制度である。

主な消費課税：車体課税の改正

21年度改正では、エコカー減税の見直しが次のように行われる。

コロナ禍による需要の落ち込みの影響を抑え、ま

図2 自動車重量税のエコカー減税の対象車種

		初回車検		2回目	
現在	電気自動車 (EV)、プラグインハイブリッド車 (PHV)、燃料電池車 (FCV)、クリーンディーゼル車、天然ガス自動車		免税		
	ガソリン車、ハイブリッド車 (HV) など	2020年度燃費基準で判断	+90%	免税	
			+40%	免税	—
			+25%	50%減税	—
			達成	25%減税	—
		初回車検		2回目	
EV、PHV、FCV、天然ガス自動車		免税			
改正後	ガソリン車、HVなど	30年度燃費基準で判断	+20%	免税	
			達成	免税	—
			-10%	免税	—
			-25%	50%減税	—
			-40%	25%減税	—
		21年度		22年度	
クリーンディーゼル車 (初回車検のみ)	20年度燃費基準で判断	達成	免税		
		未達成	免税	—	
→23年度以降はガソリン車と同じ扱いに					

※年度の期間は5月～翌月4月。—は優遇なし。

(出所)『読賣新聞』(朝刊) 2020年12月11日付。

た脱ガソリン車の世界的潮流に合わせて環境に配慮する観点から、車体課税が全体として増税にならない措置を講じる。

環境性能の高い自動車を対象に、車検時の自動車重量税を減免する「エコカー減税」を23年4月末まで2年間延長した上で、減税区分の基準を今より厳しい「30年度基準」に改める。30年度基準を60%以上達成する車種を減税の対象とすることによって、これまでと同じく新車の7割が減税対象となるようにする。

新しい燃費基準(30年度基準)導入による、対象車種毎のエコカー減税(自動車重量税)の変更点の詳細は図2に示されている。

一方で、これまで1～2回目の車検で一律に2

回免税となっていたクリーンディーゼル車は特例の対象から外す。2年間の経過措置を設け、現行の燃費基準を達成する車は、図2のように21、22年度の初回車検時に免税にする。

また、環境性能割の臨時的軽減について、適用期限を9カ月延長し、21年末までの取得を対象とする。この措置については、全額国費で補填する。

いずれにせよ、政府は遅くとも30年代半ばまでに乗用車の新車販売を全て電動車にするという目標を掲げている。それを実現するには、車体課税の抜本的見直しが必要であるが、21年度改正は既存税制の部分修正・延長に留まっている。しかも制度は図2のように煩雑で分かりづらい。

主な国際課税の改正とデジタル課税問題

(1) 国際金融都市に向けた税制上の措置

政府は、アジアの金融センターである香港が政情不安に揺れている中で、日本の国際金融センターとしての地位確立のチャンスとして、海外から金融関係の資産運用会社、人材、資金を呼び込むために、諸問題解決の一環として、税負担軽減の措置を講じる。

① 役員給与の損金算入要件の緩和

法人税において損金算入が認められる役員給与のうち、投資運用業を主業とする非上場の非同族会社の役員に対し支払われる業績連動給与について、一定の要件の下に損金算入を可能とする。

② 外国人材の国外財産に係る相続税等の見直し

現在外国人でも日本の滞在歴が過去15年以内で通算10年を超えると、海外で保有する資産を含めて相続税がかかる。日本の相続税の最高税率は55%と他の主要国より高く、海外人材の定着を妨げているとの批判もある。就労等のために日本に滞在する外国人が死亡した際、その居住期間に関わらず、外国に居住する家族等が相続により取得する国外財産を相続税の課税対象としないこととする。

③ ファンドマネージャーが受ける分配利益の所得課税の明確化

ファンドマネージャーの業績連動報酬については、給与所得として総合課税(最高税率45%)されるのではなく、金融所得として税率20%で分離課税され、負担軽減が図られる。

(2) デジタル課税問題

GAF Aに代表される巨大IT企業が拠点を構えずにグローバルに事業を展開し、巨額の利益を得ながら租税回避を続け、世界全体で巨額の法人税収が失われていることが問題になっている。しかし、現在の国際課税ルールでは、外国企業に課税しようとするならば、その企業が国内に恒久的施設(PE)を有する場合に限られる。このため、国際的な租税回避を防ぎ、公平な競争条件を整えるために、G20・OECDは、BEPS(税源侵食と利益移転)プロジェクトを立ち上げた。ここでは、多国籍IT企業等がPEなしに活動する市場国において、企業の超過利益に売上高などに応じて課税権を配分する「デジタル課税」が論点となっている。またもう1つ、法人実効税率の最低水準を決め、それを下回る国にある会社の利益に対し、親会社のある国が最低税率まで課税できるようにすることが論点となっている。

20年度末を目標に新しい国際課税ルールの合意を得る予定であったが、21年半ばまで先送りされた。その背後には、GAF A課税に狙いを置くEUとビジネスへの課税権の一部が市場国に移るためGAF Aに不利だとする米国の対立がある。

合意が先送りされる中で、イギリス、フランス等は新型コロナ対策等の財源確保の必要もあって、次々と独自のデジタルサービス税を導入している。

21年度税制改正の基本的考え方では、経済のデジタル化への国際課税上の対応の必要性については述べているが、不足する財源確保の機会でもあるにも関わらず、この喫緊の課題について具体的な対応策は何も提示していない。

(かたぎり まさとし)